

# 滞在型旅行（ロングステイ）推進事業助成金交付要領

4 公東観地事第 156 号

令和 4 年 4 月 25 日

滞在型旅行（ロングステイ）推進事業助成金の交付については、滞在型旅行（ロングステイ）推進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、本要領の定めるところによる。

## 第 1 大企業の経営参画

要綱第 3 条において、「大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）が実質的に経営に参画していない者」とは次の一覧に該当していない者であって、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないと認められる場合をいうものとする。

- (1) 発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有又は出資している中小企業者
- (2) 発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有又は出資している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を兼務している中小企業者
- (4) フランチャイズ加盟店など、その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者

## 第 2 内容変更

要綱第 1 1 条第 1 項に定める「内容を変更しようとするとき」とは、事業計画の目的又は特徴に影響を及ぼす範囲の変更、導入する機器設備の変更をいう。

## 第 3 財産処分

- 1 要綱第 2 6 条第 4 項における財産処分による東京観光財団への納付金の算出方法は、次の算式によるものとする。

$$E = (A - B) \times D / C$$

ここでは、

A: 当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省第 1 5 号）

に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格をもって、処分により得た収入とみなす

B: 助成事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C: 当該処分財産の「助成事業に要した経費」

D: C に対する当該助成金の確定額

E: 東京観光財団への納付金

- 2 東京観光財団への納付金額は、当該助成金の確定額から要綱第 2 6 条第 4 項に基づく納付金を控除した金額を限度とする。

## 附 則

この要領は令和 4 年 4 月 25 日から施行する。